

# 第2期事業継続応援給付金交付事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている町内の事業者の皆様を応援する目的で、給付金を支給いたします。

支給金額：1事業者あたり10万円

受付期間：令和3年4月1日から令和3年7月31日まで

## 1. 対象となる事業者

※ 前回の給付金を受給した方、国の持続化給付金を受給した方も、要件に合致する場合は申請可能です。

- ① 個人事業者は住所が村田町内にある方。  
法人事業者は、村田町の法人町民税の課税対象となる法人。
- ② 令和2年以前から事業により事業収入を得ており、今後も村田町内で事業を継続する意思がある方。
- ③ 直近の年間事業収入が、500万円以上あった方。
- ④ 令和2年12月から令和3年5月までの任意の連続した3か月（以下「対象期間」といいます。）の事業収入合計が、前年の同期間の事業収入合計と比較して20%以上減少していること。

※ 性風俗関連特殊営業等を行う事業者、政治団体、宗教団体、暴力団員等は対象になりません。

※ 法人事業者の場合は資本金等の額が3億円以下である必要があります。

※ 対象期間に令和3年3月、4月又は5月が含まれている場合は、前々年の事業収入合計と比較することができます。

※ 詳細は要綱をご確認ください。ご不明な点はお問い合わせください。

## 2. 申請の際に必要な書類

- ① 確定申告書の控え ※收受日付印が押印されているもの。
- ② 法人の場合は法人事業概況説明書の控え
- ③ 売上台帳、帳面その他の書類で、月間事業収入がわかるもの
- ④ 誓約書
- ⑤ 通帳等の写し  
(通帳見開き1ページ目、振込先口座・口座名義がわかる部分)
- ⑥ 個人の場合は本人確認書類の写し

※ ①及び②については、前年又は前々年の事業収入の額の確認等に使用します。

※ ③については、対象期間の該当月の月間事業収入の額の確認に使用します。

※ その他、追加の書類提出を求めることもあります。詳細はお問い合わせください。

## 3. 申請先・問い合わせ先

〒989-1392

※郵送での提出をお願いします。

村田町大字村田字迫6番地 村田町役場まちづくり振興課 宛

【電話番号】 0224-83-2113

※ 申請書類の様式については、村田町ホームページからダウンロードしていただくか、上記問い合わせ先までご連絡ください。